

別府相続遺言相談協会要諦8箇条

2013.6.14別府相続遺言相談協会

- 8 - 1 **被相続人の出生から死去の全戸籍関連調査はこれに基づく**
注)遺産分割協議書にこれらを添付し、不動産の登記原因証書とする。
- 8 - 2 **被相続人及び相続人の関連図は戸籍除籍等によりて成すべし**
注)関連図は、相続人を確定する目的で作成。戸籍、除籍、改製原戸籍、除票による。
- 8 - 3 **相続遺産の目録は正しく作るべし登記事項に適合せしめて**
注)不動産は登記全部事項証明を取得し確認。預金は通帳、有価証券は証券原本等にて。
- 8 - 4 **相続の根幹なるは遺産分割協議書にて全員合意を要す**
注)住所、氏名、印等は、下記8 - 5印鑑証明に基づくを要す。
- 8 - 5 **相続人全者の印鑑証明に住所実印生日を見よ**
- 8 - 6 **不動産の登記費用は別なるを依頼者に十分説明すべし**
注)協会事務においては、何よりもインフォームド・コンセントを重要とす。
- 8 - 7 **財産の処理を他人に任するは最たる不安なると知るべし**
注)故に当協会は、まず信頼の確保構築が先決となる。
- 8 - 8 **非営利の支援を旨としてなさん遺産相続協会員われら**
注)協会員は、非営利の支援をなすのである。